

広島県告示第九百九十四号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第五項の規定によって、農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可した。

令和五年八月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 農用地利用集積等促進計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住所	所在	面積（㎡）
株式会社尾道ファーム	世羅郡世羅町	尾道市御調町丸門田字保寺一四九六番一	二一、二四六

二 認可年月日

令和五年八月九日